

○事業者の方へ

はい作業主任者技能講習受講にあたり、労働安全衛生法で定められている  
下記条件を満たしている場合に受講できます

【受講資格】

- ・満18歳以上ではい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者

はい作業主任者技能講習受講資格証明書

受講者氏名
-------

●実務経験年数

年 月 日 ～ 年 月 日  
( 年 ヶ月)

上記の通り修了したことを証明します。

年 月 日

事業所名： 社印

住所：

責任者名： 印

**(注意) 記載事項に虚偽の申請がある場合には、技能講習修了証が取り消される  
ことがあります。**